

「第三次循環型社会形成推進基本計画」(平成25年5月31日閣議決定)(抜粋)

第5章 国の取組

第3節 国際的取組の推進

2 循環資源の輸出入に係る対応

国際的な循環資源の移動は、適切に行われれば、環境負荷の低減や資源の有効利用に資する一方、輸出先で不適正な処理が行われた場合には環境汚染を生じさせるおそれがある。

このため、循環資源については、まず国内で適正に処理することを原則とした上で、循環資源の性質に応じて、国際的な循環資源の移動が環境負荷の低減や資源の有効利用に資する場合には、国際的な移動の円滑化を図ることが重要である。

これらを踏まえ、以下の取組を進める。

、 (略)

石炭灰、高炉水砕スラグ(注38)など、我が国での利用量に限界がある一方で、他国における安定的な需要のある循環資源においては、輸出先での再生利用等において環境汚染が生じないことが担保できる場合については、物品に応じた必要な輸出後の処理手続の確認を行いつつ、手続の迅速化を講じることなどにより輸出の円滑化を図る。

(略)

(注38) 石炭灰、高炉水砕スラグ

石炭灰は、石炭火力発電所などで石炭を燃焼する際に生じる灰。

高炉水砕スラグは、高炉(鉄鉱石を原料として鉄を生産する施設)から生成する溶融スラグ(鉄などを製錬する際に生じる目的物以外の溶融物質)に多量の圧力水を噴射することにより急冷したもので、セメント原料等に用いられる。

「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)(抜粋)

5 貿易・投資等分野

(2) 個別措置事項

43	他国で再生利用可能な石炭灰の輸出の促進	「第三次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、他国において安定的な需要のある石炭灰などの循環資源について、審査の考え方を見直す等、輸出手続を迅速化し、円滑化するための具体的な方策等を検討し、結論を得る。
----	---------------------	---